

## 特定空家

空家等対策の推進に関する特別措置法が今年2月から施行されています。

この法律は「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要」という目的で制定されています。

この法律においては「空家等」と「特定空家等」の二つが定義されていますので、簡単に説明いたします。

### ◆空家等とは

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

### ◆特定空家等とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

そして、「特定空家等」に該当すると「措置の実施のための立入調査」や「指導→勧告→命令→代執行の措置」を行うことができます。



（司法書士 小司隆信）



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

